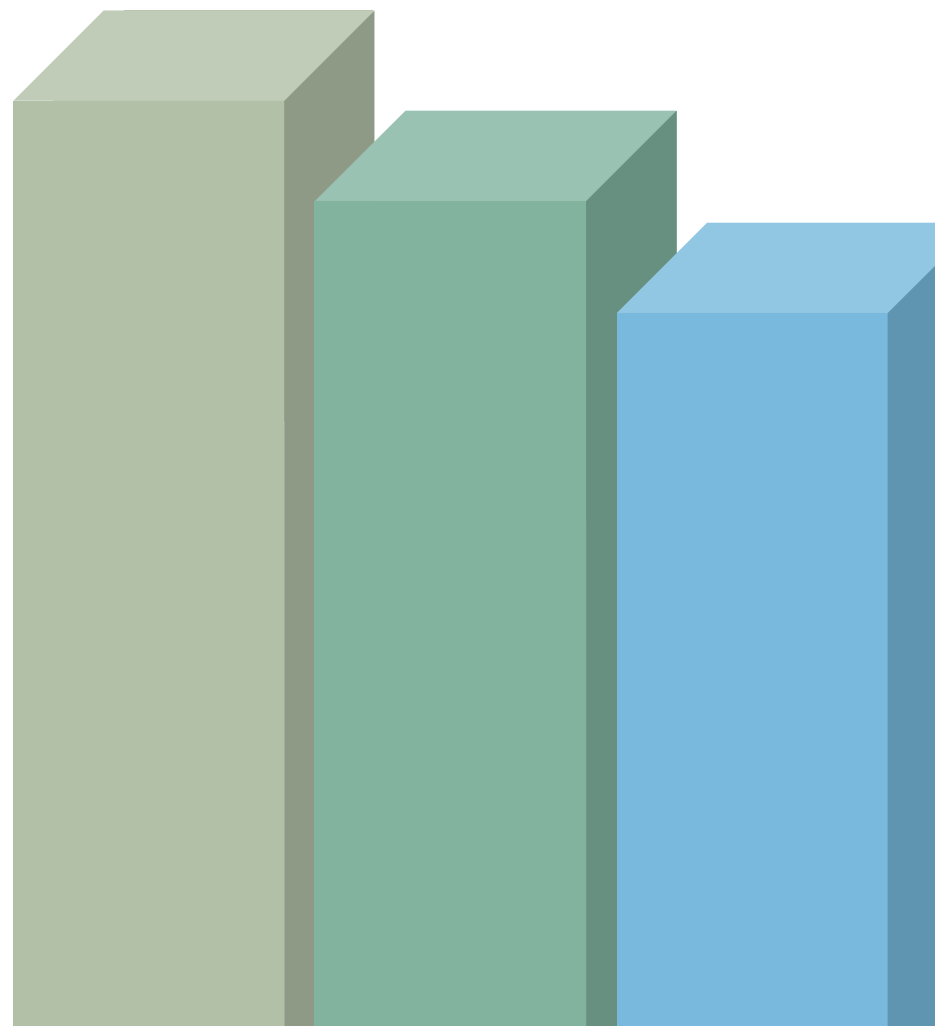




会員研修 令和5年1月30日

外国人材活用の 労務

講師：弁護士 大嶽達哉



本日の内容

01



外国人労働者に
適用される労働法

02



在留資格

03



労務での注意点

04



外国人労働者
の現状

01

外国人労働者に適用される労働法



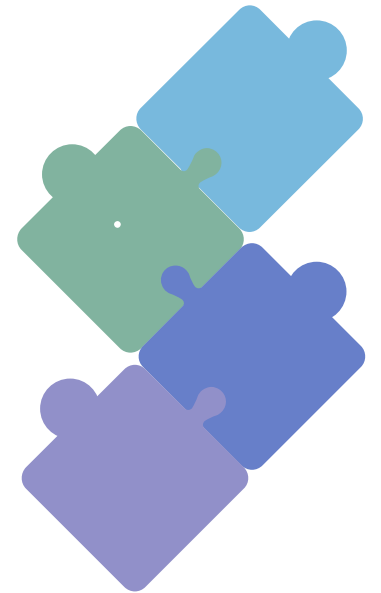
外国人を雇用する際の特別な労働法の定めには、 どのようなものがあるか？

原則として、

外国人に関する特別な労働法の定めはない！

均等待遇の原則（労働基準法3条）

「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。」

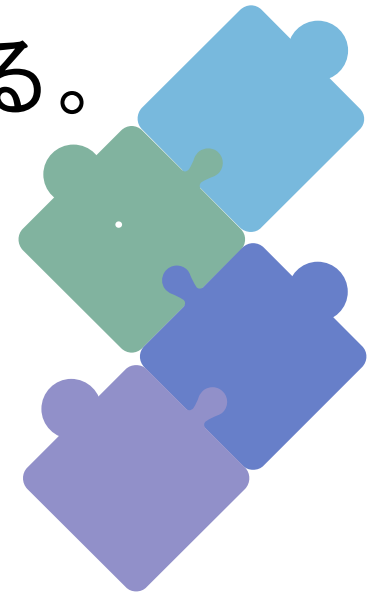


外国人を雇用する際の特別な労働法の定めには、 どのようなものがあるか？

ただし、

外国人の在留資格（ビザ）には 就労ができるものとできないものがある。

在留資格に適合しない外国人を雇用することは、
違法！（不法就労）
→雇用主も刑事処罰あり

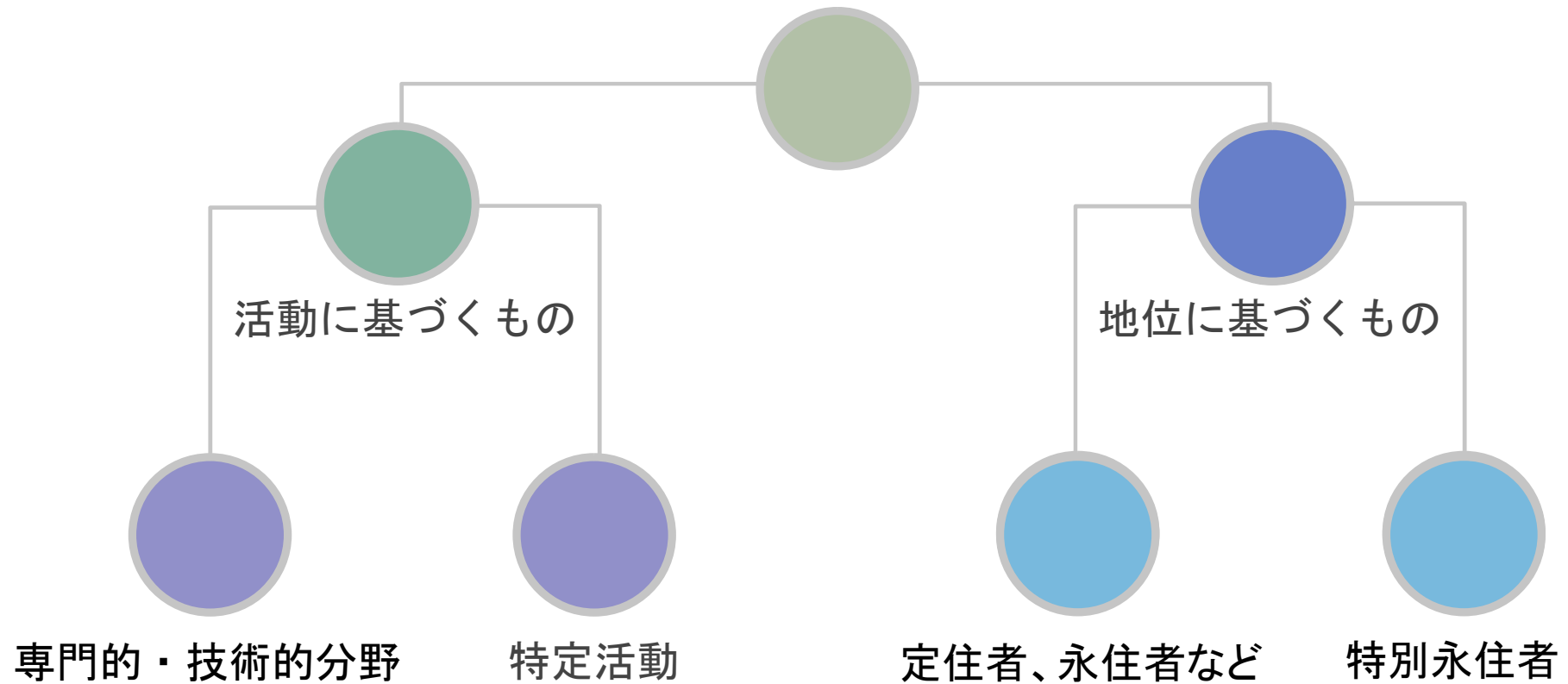


02

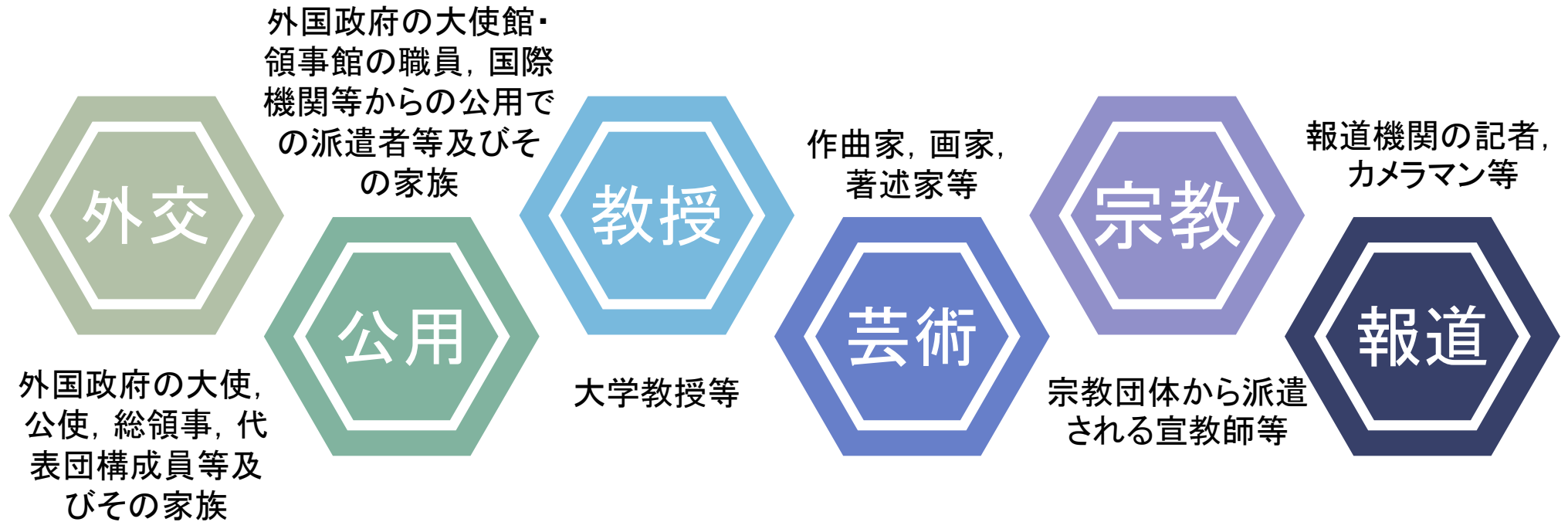
在留資格



在留資格の種別



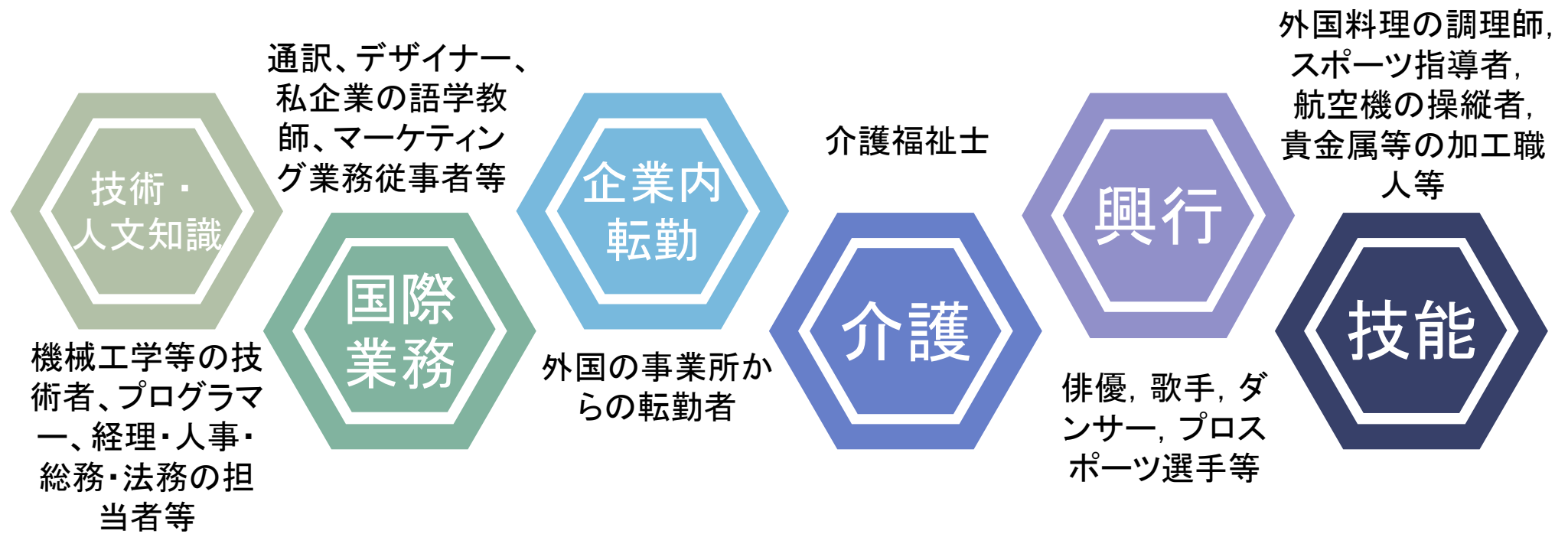
在留資格の分類 活動に基づくもの



在留資格の分類 活動に基づくもの



在留資格の分類 活動に基づくもの



技術・人文知識・国際業務

自然科学・人文科学の分野に属する
技術・知識を必要とする業務への従事

技術・
人文知識

必要な技術・
知識の修得

- 大学卒業、同等以上の教育を受けたこと
- 日本の関連科目の専門学校を修了したこと
- 10年以上の実務経験

日本人と同等額以上の報酬

技術・人文知識・国際業務

外国の文化に基盤を有する思考・
感受性を必要とする業務への従事

- 翻訳, 通訳, 語学の指導
- 広報, 宣伝
- 海外取引業務
- 服飾・室内装飾のデザイン, 商品開発
- これらに類似する業務

国際業務

3年以上の実務経験

ただし、通訳等は大学で足りる

日本人と同等額以上の報酬

在留資格の分類 活動に基づくもの



在留資格の分類

活動に基づくもの



技能実習計画に
基づいて技能等
を要する業務に
従事する活動等

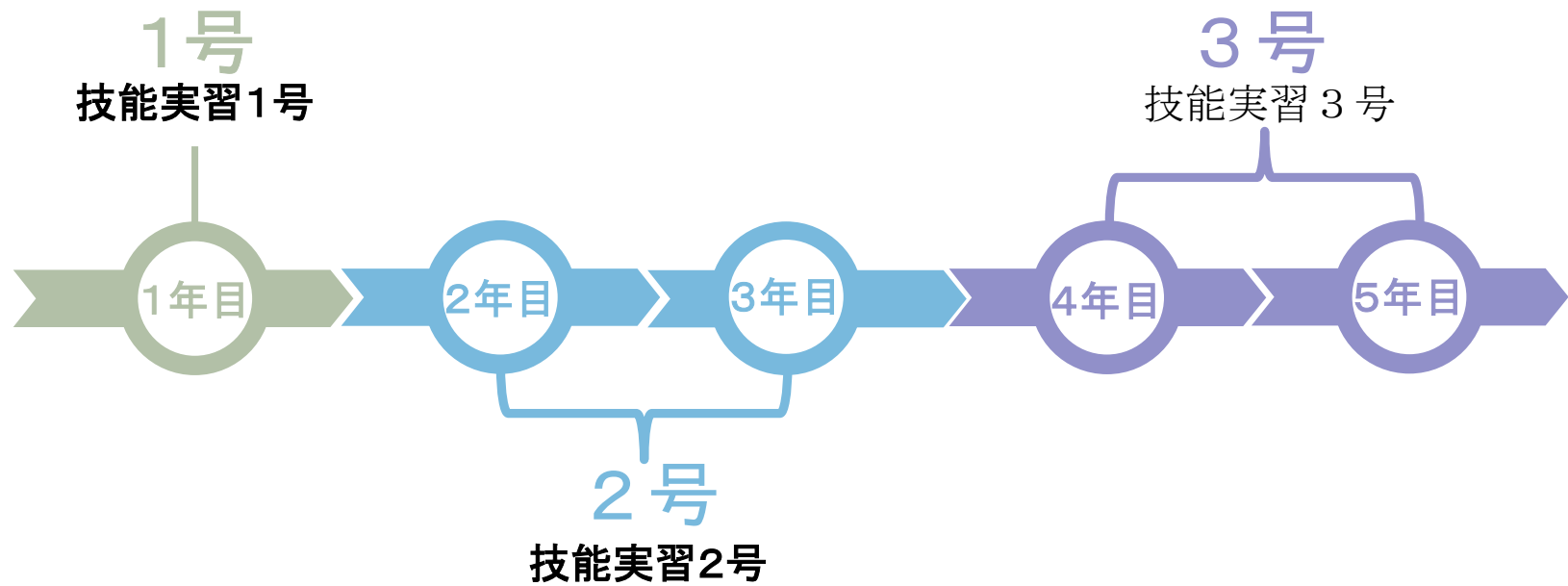
特定産業分野の技
能等を要する業務
に従事する活動等



技能実習制度の概要

- 目的
 - 人材育成を通じた開発途上地域等への技能等移転による国際協力を推進すること
- 業種が限定される
 - 78職種140作業(2022年4月現在。ただし、1号のみの場合は例外あり)
- 研修期間後、帰国しなければならない
 - 最大在留5年
- 労働法規の適用あり
- 送り出し国
 - インド、インドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、スリランカ、タイ、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、ペルー、ミャンマー、モンゴル、ラオス

技能実習の流れ



技能実習生受入れの方式－企業単独型



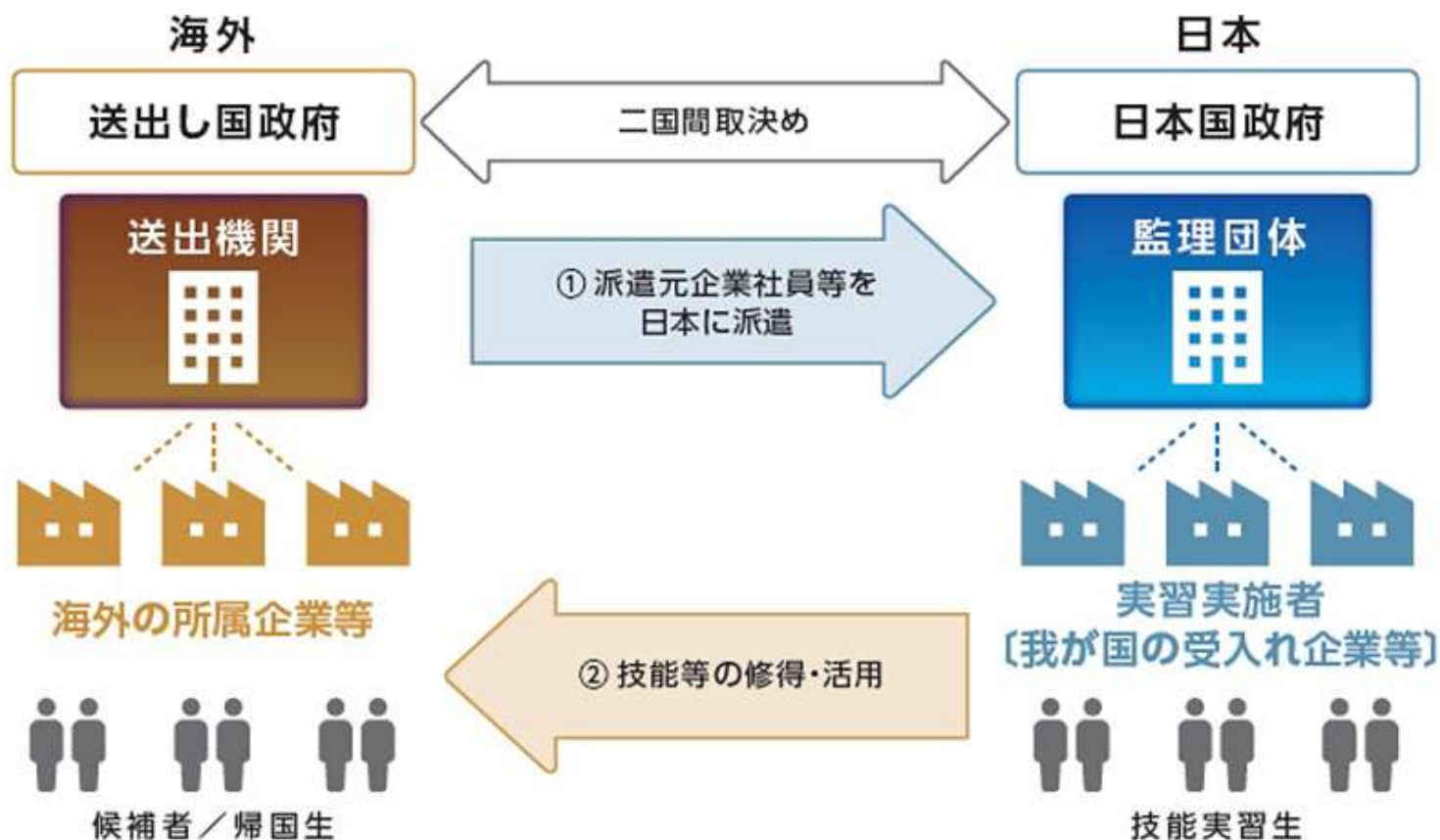
海外の所属企業等の範囲

右記のいずれかの関係を
有する外国にある事業所

- (1) 日本の公私の機関の外国にある支店、子会社、合併会社など
- (2) 日本の公私の機関と引き続き1年以上の国際取引の実績又は過去1年間に10億円以上の国際取引の実績を有するもの
- (3) 日本の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っている等の密接な関係を有する機関として法務大臣及び厚生労働大臣が認めるもの

出典： 公益財団法人 国際人材協力機構(JITCO)公式サイト(<https://www.jitco.or.jp/>)

技能実習生受入れの方式－団体監理型



出典：公益財団法人 国際人材協力機構(JITCO)公式サイト(<https://www.jitco.or.jp/>)

特定技能制度の概要

- 目的

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため

- 業種が限定される

- 特定産業分野 12分野(ただし、2号は2分野)

- 期間終了後、帰国しなければならない

- 最大在留5年(ただし、2号は上限なし)

- 労働法規の適用あり

- 送り出し国

- ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル

特定技能の種別

	特定技能1号	特定技能2号
在留期間上限	5年	上限なし
対象分野	介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子 情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、 航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業	建設、造船・船用工業 ただし、介護
技能水準	試験等で確認 ただし、技能実習2号を修了した者は不要	試験等で確認
日本語能力	試験等で確認 ただし、技能実習2号を修了した者は不要	確認不要
家族帯同	不可	配偶者・子が可能

在留資格の分類 地位に基づくもの

- 永住者
- 特別永住者

永住者

- 永住者の配偶者
- 永住者の子
(本邦で出生し、引き続き在留)

永住者の
配偶
者等

日本人
の配偶
者等

- 日本人の配偶者
- 日本人の子等

定住者

- 日系三世
- 中国残留邦人
- 離婚した外国人
など

活動に制限がない

03

労務での注意点



在留資格の内容確認 在留カード



可能であれば、住民票、マイナンバーも

資格外活動

- 許可が必要。
 - 外国人本人だけでなく、使用者も処罰される可能性あり。
- 許可された活動内容が個別的に指定される
- 包括的許可
 - 留学、家族滞在
 - 週28時間以内

居住地記載欄		
届出年月日	居住地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		在留期間更新等許可申請欄
許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格変更許可申請中

採用時の注意点

- 就労可能かどうかの確認
 - 就労資格証明書の取得
- 契約期間に関する届出(転職者の義務)
- 労働条件通知書の通知義務
 - モデル労働条件通知書

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/>

雇用管理に必要な手続

労働者名簿の作成

氏名、生年月日、履歴、性別、住所、従事する業務の種類、雇入の年月日、退職の年月日及びその事由（退職の事由が解雇の場合にあっては、その理由を含む。）、死亡の年月日及びその原因

社会保険への加入

- 労災保険
- 雇用保険
- 健康保険
- 厚生年金

いずれも
加入義務あり

雇用状況の届出

- 雇用保険の被保険者である場合
雇用保険被保険者資格取得届に記載して、提出
- 雇用保険の被保険者でない場合
専用の届出様式に記載して、提出

就業規則の作成

何語で作成するか

参考文献

- 厚生労働省「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601382.pdf>



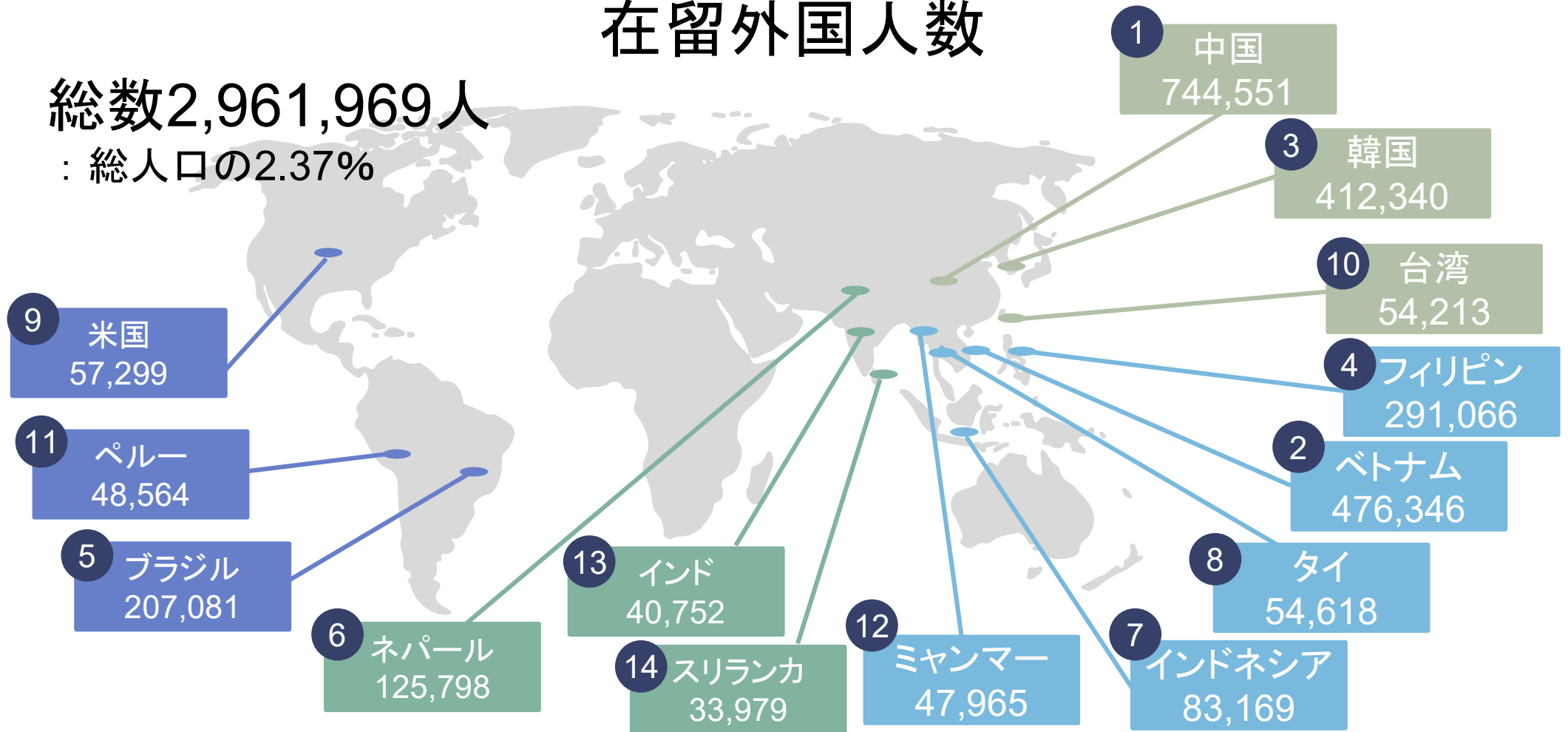
04

外国人労働者の現状



在留外国人数

総数2,961,969人
：総人口の2.37%



出典：法務省「在留外国人統計(令和4年6月末)」

都道府県別在留外国人数一上位 5

	都道府県	人数	構成比	前年比増減
(1)	東京都	566, 525人	19.1%	(+ 6.7%)
(2)	愛知県	280, 912人	9.5%	(+ 5.9%)
(3)	大阪府	262, 681人	8.9%	(+ 6.7%)
(4)	神奈川県	237, 450人	8.0%	(+ 4.4%)
(5)	埼玉県	205, 824人	6.9%	(+ 4.4%)

出典： 法務省「在留外国人統計(令和4年6月末)」

国別在留外国人数－愛知県内の割合

国名	地域	愛知	全国	
ベトナム	東南アジア	48,608	476,346	10.20%
フィリピン	東南アジア	40,983	291,066	14.08%
ブラジル	南アメリカ	60,014	207,081	28.98%
ペルー	南アメリカ	7,788	48,564	16.04%
パキスタン	南アジア	2,057	20,927	9.83%
ボリビア	南アメリカ	1,286	6,299	20.42%
トルコ	中東	1,503	5,963	25.21%
アルゼンチン	南アメリカ	359	3,017	11.90%
コロンビア	南アメリカ	292	2,560	11.41%
ルーマニア	東ヨーロッパ	225	2,248	10.01%
パラグアイ	南アメリカ	364	2,139	17.02%

出典： 法務省「在留外国人統計(令和4年6月末)」

在留資格別在留外国人数

在留資格	人数
外交	7,160
公用	6,397
教授	7,119
芸術	442
宗教	3,536
報道	213
経営・管理	29,386
法律・会計業務	142
医療	2,534
研究	1,283
教育	13,019
高度専門職	17,199

在留資格	人数
技術・人文知識・国際業務	300,067
企業内転勤	10,881
介護	5,339
興行	3,764
技能	39,114
文化活動	1,718
留学	260,889
研修	460
家族滞在	209,294
特定活動	115,779

在留資格	人数
日本人の配偶者等	143,558
定住者	202,385
永住者	845,693
特別永住者	292,702
永住者の配偶者等	45,800

出典： 法務省「在留外国人統計(令和4年6月末)」

在留資格別在留外国人数

技能実習

在留資格	人数
1号イ	1,901
1号ロ	97,891
2号イ	1,983
2号ロ	161,266
3号イ	1,006
3号ロ	63,642

特定技能

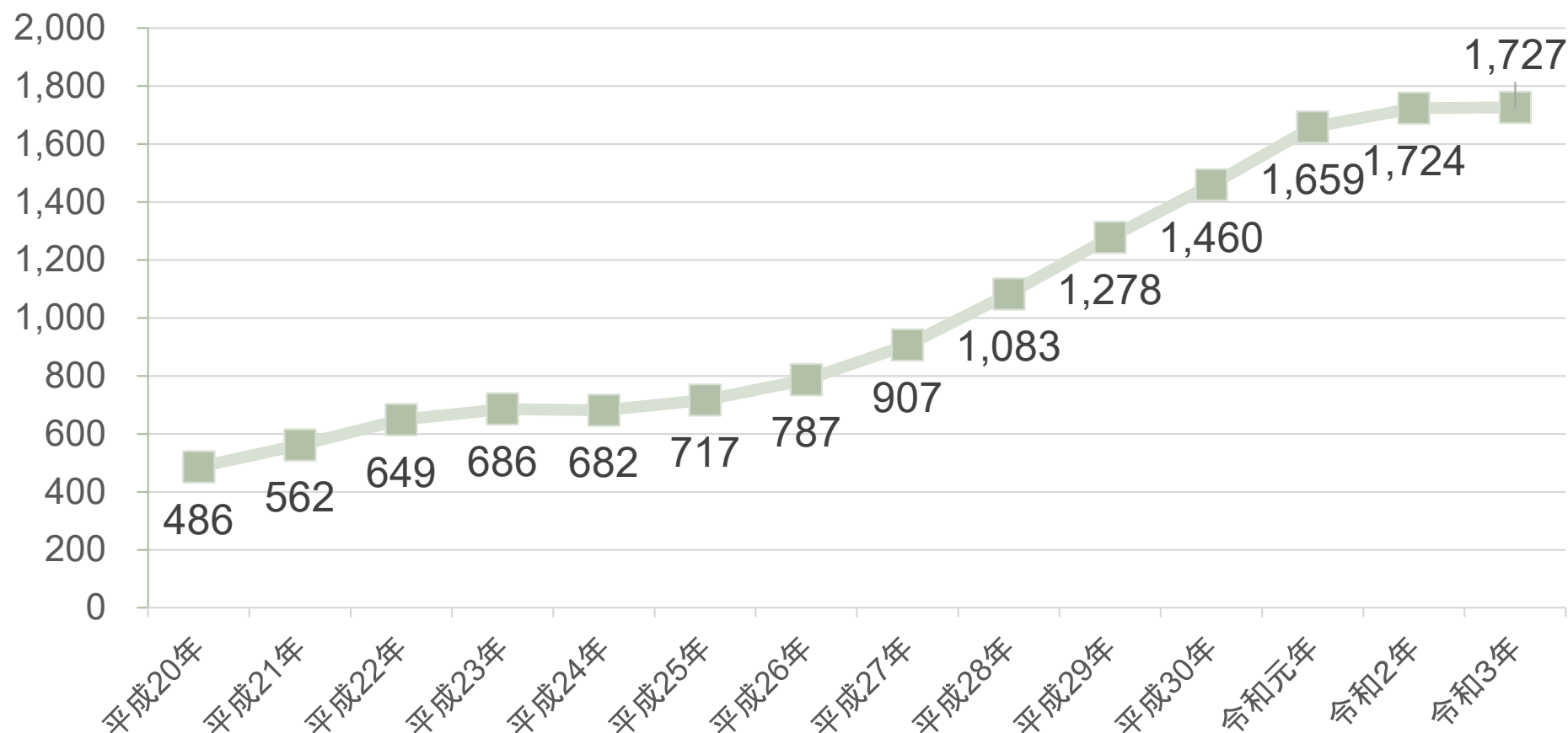
在留資格	人数
1号	87,471
2号	1

(令和4年11月末速報)

在留資格	人数
1号	123,679
2号	8

出典： 法務省「在留外国人統計(令和4年6月末)」

日本で就労する外国人労働者数



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」

おしまい



弁護士 大嶽 達哉

✉ otake@advogado.jp

f <https://www.facebook.com/advogado.jp>



愛知県社会保険労務士会

知 多 支 部

ご清聴ありがとうございました



会員研修 令和5年1月30日